

防災推進国民会議の今後の活動方針について（案）

平成 28 年 10 月 20 日
防災推進国民会議決定

1. 全体会議

議員が属する団体・機関の防災に関する取組に関する情報共有や政府との共催事業の成果報告、意見交換を行うため、毎年少なくとも 1 回、全体会議を開催する。

2. 国民の防災意識向上等

国民の防災意識の醸成・向上を図るための事業を行うとともに、議員が属する団体・機関が統一的に利活用できる分かりやすい一般国民向けの防災に関する普及啓発資料を作成し、その普及を図る。

- 例) ・平成 29 年 11 月に仙台市において「第 2 回 防災推進国民大会」を開催
- ・11 月 5 日の「津波防災の日」「世界津波の日」を中心として津波防災の普及啓発活動を実施

3. 政府の事業等への協力

政府その他の防災関係機関が実施する、国民の防災意識の醸成・向上を図るための事業、活動等について、事業等の共催、周知（告知）、参加など、可能な範囲で積極的に協力する。

- 例) 地区防災計画の作成等の地域の防災力向上に関する取組への積極的な参画、下部団体等相互の連携等を図るよう呼びかけ

4. ウェブサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた情報発信

内閣府の開設している防災に関する総合情報サイト「TEAM 防災ジャパン」を通じて、議員が属する団体・機関の防災に関する取組について積極的に発信する。